

平成 23 年 12 月 28 日 (平成 23 年度第 15 号)

# 全国保育士会委員ニュース

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育士会事務局  
〒100-8980  
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503  
FAX 03-3581-6509  
E-mail info@z-hoikushikai.com  
http://www.z-hoikushikai.com

本ニュースは、全国保育士会委員、監事、都道府県・指定  
都市保育士会事務局に送付しています。

## <ニュースの内容>

- 基本制度ワーキングチーム（第 18 回会合）が開催される
- 私学助成を継続したままでの制度案に反対 ～国会議員等への陳情活動を実施～
- 小宮山厚生労働大臣に要望書を手交 ～私学助成の継続は現行制度への先祖帰りと明言～
- 平成 24 年度 政府予算案を閣議決定  
～保育関係は、待機児童解消策の推進や多様な保育サービスの充実～
- 平成 23 年度第 4 次補正予算案～ 安心こども基金の積み増し・延長へ～
- 社会保障と税の一体改革、社会保障分野の改革素案を関係 5 閣僚会合で正式決定
- 保育所における食事の提供形態の調査をもとにガイドラインに盛り込む内容を検討  
～第 2 回「保育所における食事の提供ガイドライン作成検討会」開催～

## 基本制度ワーキングチーム（第 18 回会合）が開催される

- 就園奨励費を含む私学助成の一部は、新システムのこども園給付(仮称)に統合
- 預かり保育と子育て支援は、新システムの市町村事業に位置づけ
- 障害児対応(特別支援教育)は私学助成で対応するも、社会福祉法人立の総合施設(仮称)も対象に。ただし、すでに一般財源化された制度との整合に向けて今後整理
- 国の所管は、子ども家庭省(仮称)(仮称)の実現を目指すと明記。それまでの間は、内閣府内に幼保一体化推進統括室(仮称)を設置し、総合施設(仮称)への移行促進を含めた事務を統合

12 月 26 日(月)、子ども・子育て新システムの基本制度ワーキングチーム(以下、「WT」と表示) 第 18 回会合が開催されました。

当日の大きな柱は、上記の 4 項目のとおりです。

全国保育協議会は意見書を提出するとともに、出席した菊池副会長から、「前回欠席をした理由は、私学助成をもって財源構成を整理した制度案が遺憾であったことの意味表明である」とあらためて発言するとともに、私学助成の継続で施設類型が固定化される制度案には反対であることの意味を述べました。

● 提出意見書

当日の議事概要は次のとおりです。

なお、当日配布資料ならびに議事の中継は、内閣府の少子化対策ホームページからご参照いただけます。<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

議事内容（進行：園田内閣府政務官）（作成：事務局、敬称略）

#### (1)園田座長あいさつ

本日は、国の所管と組織体制をご説明し、そのあと、私学助成について前回までのご意見をふまえて事務局で整理したものについてあらためて議論をいただきたい。また、これまでの検討事項の整理や、各回でいただいた意見もまとめて提示しているので、その部分も議論をお願いしたい。

#### (2)出欠状況・資料の確認

#### (3)意見交換の概要

●事務局より、資料 1、2、参考資料 1、2 について一括して説明

### ○委員意見

#### 渡邊委員(全国町村会)

所管・組織体制について、前回の会議で提示された内容には不可解な点が多く、強い形で意見を申しあげたが、今回の説明において喫緊の課題としてとらえていることは一歩前進として評価したい。

ただし、「省庁再編の際に実現を」との記載にはいささか疑問を感じる。省庁再編は国の基本的なことで、いつ何時、どう検討されて再編があるのかわかりづらい。子ども家庭省（仮称）の創設時期を明確に示すべきではないか。地域主権改革における国の他の組織のあり方とともに喫緊の取り組みを記すべきである。

新システムの指定を取らない幼稚園や乳児保育所の許認可について資料で記されていない点について、厚労省と文科省の所管が残るのが合理的といっているが、予算権限は内閣府となると法体系的に整合が取れるのか。内閣府で執行権限をもっているのに、学校教育法体系と児童福祉法体系に固執するならば、共同認可という形のほうが整合が取れるのではないか。

私学助成について、（資料 2 の 1 ページ 4.の①）で就園奨励費をこども園給付（仮称）に統合としておきながら、同ページの注 2 では継続とある。同じく②には、預かり保育や子育て支援は見直して市町村事業へ位置づけといいながら、注 3 には途を残すとある。私学助成を残すことは、総合施設（仮称）に移行することを妨げる要因を残すのではないか。これでは、今のままと変わらないのではと思う。指定を受けず、新システムから給付を受けず、私学助成を受けていくのは、独自のあり方としてシステムと整合できない。特別支援教育や質の高い取り組みについては振り分けをしないで、市町村事業に整理していく必要があるのではないか。公立保育所は一般財源化で市町村単独事業となっており、一方で私立幼稚園が残っていくとなると、市町村の立場として「支援・関与・指導」が不安定な中で条件整備をしなければならなくなる。その点についてきちんと考えていただきたい。

#### 尾崎委員(全国知事会)

子ども・子育て包括交付金について、こども園給付（仮称）と地域型保育給付（仮称）は、地方の裁量をふまえて財政スキームを構築していただきたい。なお、義務的経費である子ども手当は交付金から除外いただきたい。

待機児童がいる地域と過疎化が進む地域の両方に対し、全国一律の基準でがちがちに縛るのではなく、地域の裁量を持たせるべきである。できるだけ参酌すべき基準を多くし、職員配置や小規模保育・家庭的保育・子育て支援事業などは子どもが少ない地域でも地方が責任をもってできるようにしていただきたい。

国の所管について、一元的な設置意向を見込まれたことは大きな一歩である。法案化に向けて、

中間とりまとめにある「国と地方の協議の場」にて、法案作成の際にも十分な議論をお願いしたい。

### **山縣委員(大阪市立大学)**

こども園(仮称)である幼稚園と、指定を受けない幼稚園の関係をふまえると、助成や移行については期限を設け、しかも短期間にとどめるべきである。新システムになじまないものを当面の措置として例外的に長期の移行期間とすると、子どもが少なくなっていくこの先、移行した園の経営が不安定になるばかりでなく、子どもへも影響が及ぶ。指定を受けない園は信念を持って経営をしていただくべき。

新システムに入る幼稚園には、すべての子どもへの対応として応諾義務と上乗せ徴収は不要となったのではないか。

宗教上の理由で幼稚園として残るところへの私学助成継続は、憲法 89 条の公の支配と捉えられるのか。特定の宗教への支援となるのではないか。

子育てコーディネーターには、居宅の子育て家庭への調整機能をしっかりと果していくものとすべきであり、その部分の人材養成の検討もお願いしたい。

社会的養護への対応については、施設と里親の役割の重さを逆転させるような提案もなされており、今後、費用が相当掛かることとなる。新システムだけでなく、外の費用もかけて進めるべきである。

障害児については、すでに一般財源化の中で、障害児が増えたからその対応も増えたというような話は聞こえてこない。これは一般財源化の影響そのものである。地方の裁量は働きにくくなるが、新システムに組み込んではどうか。3 歳以上には教育の部分もあるので、新システムに組み入れて対応してはどうか。

### **宮島委員(日本テレビ放送網)**

前回、三元化と見たのが、残っている事業を一元化にするプロセスをどうするかということで、内閣府に設置する組織体制を各省より高い立場にするとあるが、法律上でしっかりした組織の位置づけとなるのか。

総合施設(仮称)にならない保育園と幼稚園について、そうである立場が続くことが心配である。内閣府がきちんと関与して新たな制度に寄せていくことが組織上も法律上も必要。

私学助成をシステムの中に入れ込む努力を示されたことには、評価をする。

幼稚園の預かり保育は恒常的な預かりの場となっており、現行の児童福祉法上では認可外の保育施設としての扱いとなっている。私学助成の振り分けとして、預かり保育は明確にこども園給付(仮称)として出すべき性格のものである。なお、本質的な一時的な預かりについては、市町村事業としてもよいと考える。

総合施設(仮称)への移行のインセンティブとして、費用や移行の措置をきちんと整理すべきであり、「どう差をつけるか」ということになる。一方で、財政措置だけでインセンティブとなるのかの整理も必要である。こども園(仮称)になりたくない幼稚園は応諾義務に応じたくないということであろう。応諾義務に対する費用的なインセンティブをかけてはどうか。

特別支援教育はどの園にも必要なことである。システムの枠内に組み込んでいただきたい。いずれにせよ、費用面については、将来的に総合施設(仮称)に寄せていくインセンティブをはっきり示すべきである。

### **北條委員(全日本私立幼稚園連合会)**

わが国で、5 歳児の幼稚園教育を受けている子どもは半数に及ぶ。本会議の構成はそのようにはなっていない。幼稚園の教育を受けている保護者の声も、3 歳未満の圧倒的多数に及ぶ専業主婦の声もこの WT の場には少ない。

幼保一体化については、当初から多様性を認めることを強く主張してきた。あたかも、すべての園が総合施設(仮称)に移行するという方向はおかしく、疑問である。わが国は民主主義であり全体主義は認められない。多様性を容認することが質の向上につながるものである。一体化自体は否定していない。認定こども園にも賛成してきた。一体化は子どもの健やかな育ちのための一つの手

段でしかない。平成 18 年 10 月に認定こども園がスタートし、この会議でも視察されて高い評価があった。現在では施設数は 700 にもなる。そこには成果も課題もある。認定こども園法は施行 5 年経過したところで必要な対応をすると明記されているが、ここの場ではその点からの検討も資料記載の何もない。あたかも、新法のみがあり、今の認定こども園法をどうするのか何も言わないのはおかしいのではないか。

教育の体系が現在あるが、子ども家庭省（仮称）の守備範囲はどこまでで、わが国の教育のなかでどのような位置づけとなるのか。論理矛盾なく整合があるなら賛成だが、そうは思えない。

こども園給付（仮称）は個人給付である。子ども手当もそうであり、新しい政府がコンクリートから人へという施策の一環という意味で理解している。その意味で、機関補助が利用者である子どもへの公平な仕組みとして作られるなら歓迎と理解していた。しかしそのようになってはおらず、当初は、就労の如何に関わらずという制度の方向が、保育を必要とする・しないとすり替わってきた。

幼稚園はそもそも保育園になりたいと思っていない。子育て支援へは役割を多く担っていきこうとするが、就労支援をしようとは思わない。教育機関として存続していく。だから、私学助成は残って当然である。この場にも、私学の先生が多くいる。いかに私学助成が大事か知っているはずである。ご賢察をいただきたい。

#### **田中委員（静岡文化芸術大学）**

子ども家庭省（仮称）は、なぜ必置なのか。文章上の説明が足りないのではないか。国としてダウンサイジングを進める必要がある中、必要性や意義を説明する内容を法案に盛り込むべきである。

資料にある「省庁再編」は、いつあるかも、無いかもわからないものである。省庁再編が無ければ子ども家庭省（仮称）を検討しないと取られかねない。省庁設置に向けて検討し、内閣府に設置するのはその経過措置であることをこの場での取りまとめに明記すべき。

#### **田中委員（日本商工会議所）**

事業主負担について、社会保障制度を継続性あるものとしなければならない中、負担率を明確に示し、給付の効率化と重点化をどう図るかを議論すべき。企業の負担能力は限界にきている。持続可能な社会保障制度のために、負担と給付のバランスが大事である。社会保障の重点化と効率化をしてもまだ足りないのであれば、消費税のアップには賛成である。ただし、デフレ脱却や中小企業支援を最大限にはかることが前提である。中小企業には、消費税引き上げと負担率引き上げを一緒に対応するには無理がある。企業の負担増加は、政策としては適切ではない。

総合施設（仮称）への参入に関しては、施設整備費や税制も含め、株式会社を社会福祉法人や学校法人と同列に扱うべきである。イコールフットィングで多様な主体の参入を進めないと待機児童の解消にはつながらない。ただし、配当は認めないとすべきである。

なお、次世代育成支援対策推進法の期限が迫っており、その点を含めた検討を急ぐべきである。

#### **藤原委員（日本経済団体連合会）**

新システムには、安定財源の確保が大前提である。社会保障と税の一体改革が年内にまとまるかを危惧している。野党には、こどもの項目を入れてはダメだといっている人もいと聞いている。

2013 年に消費税を 8%まで引き上げるとの検討もされているようだが、3%分をどう使うのかを明らかにした議論が必要である。年金交付国債というキャッシュアウトの対応もあり、経団連としては、年金の基礎財源にまずは充てるべきという立場にならざるを得ない。

幼保一体化は、待機児童の解消が第一義であったはず。多様な参入が妨げられるのではないかと危惧している。イコールフットィングのもとに進めるべきである。

事業主拠出については、これまでの目的外支出が問題である。これにより、1,200 億円の積み立ては無くなってしまった。それにも関わらず、事業主の拠出率引き上げというのは認められない。私たちの意見をくみ取ってもらえないのは、重大な問題と言わざるを得ない。

次世代育成支援対策推進法は、ベビーブーマーの人の出産や子育て対応として時限のものである。ワークライフバランスは企業では、子育てのみとはもう考えていない。介護や外国の方が日本に来

て働くことへの視点が入ってきている。子どものみの視点で進めることに危惧を抱いている。その視点は、むしろワークライフバランスを阻害するものとなる。

### **菅家委員(日本労働組合総連合会)**

新システムの運用には市町村の関与が極めて重要である。調整や措置に合わせて、こどもの権利保障と質の確保に対する責務を位置づけ、現行の児童福祉法にもある要請が今後も確保されることが重要である。

事業者と利用者の直接契約では、応諾義務が重要となる。応諾義務に違反した際の是正措置や利用者の権利保護等を含め、応諾義務を担保するための措置を入れ込んでいただきたい。

### **坂崎委員(日本保育協会)**

施設と給付の一体化について、わかりにくいところを含めてきちんと対応いただきたい。財源の確保はぜひともお願いしたいが、そこには、量的拡大とともに質の改善、ここでは保育士の処遇改善をした上での拡大をお願いしたい。

子ども家庭省（仮称）については、構想や工程表がきちんとあつての議論であると思う。

市町村の責務の法定化が大事である。

長時間利用、短時間利用の認定に関しては、保育単価も含めて何も示されていない。11時間の保育が確立されて提供されるようくみ取って法制化されるようにしていただきたい。

子ども・子育て包括交付金（仮称）について、こども園給付等の子育て支援給付は負担金とし、子育て支援事業は交付金とすべきである。

利用者負担は応能負担とすべきである。

日保協が2年前に行った調査では、待機児童問題より保育料未納が大きな問題であった。園が直接的な徴収をするものではないが、市町村が関与すべきものであり、子ども手当からの強制的な徴収を含めて検討をすべきである。

総合施設（仮称）の設備や配置基準は、現行の幼稚園と保育園の基準に照らし合わせたものではなく、総合施設（仮称）に必要な基準として作るべきである。現行の基準は、戦後、厳しい時代に作られたものである。なお、国の基準を地方に参酌させるというのは保育団体として反対である。きちんとした総合施設（仮称）にふさわしい基準をつくるべきである。その点で、配置する人についても保育士ばかりでなく、看護師や食育を担当する栄養士、事務職員なども職員配置基準にいれこむべきである。

イコールフットリングは、現行の社会福祉法人等の活用を図るべきである。

株主への配当へは、一貫して反対している。資金の流出には厳しい対応が望まれる。

本来、新システムは公教育の確立であり、保育と幼児教育の確立である。どのような子どもをどのような方法で育てるかという組み合わせのことである。

### **駒村委員(慶應義塾大学)**

法案化の際、国民に分かりやすい説明を示すべきである。これまで示されたものは、量は多くても、きちんと整理されていない。

施設の一元化には、インセンティブをもたすべきである。

子ども家庭省（仮称）をきっかけに省庁再編につなげるぐらいの意気込みが必要である。

資料3の112ページにワークライフバランスに関する記載があるが、この場での議論は不十分であった。労働市場にかかる公共政策としても議論が必要であり、現状の記載はキーワードが並んでいるだけである。次世代育成対策推進法との連携も含めて、関係省庁で早く議論を始めるべきである。

### **清原委員(全国市長会)**

ひとりの子も排除されない制度設計が子ども本位の新システムになる。子ども家庭省（仮称）の創設をめざし、内閣府に室を設置すると明示されたのは限りなく一元化に近づける努力として評価したい。この基本制度WTから省庁再編という発信は、政府、国会議員の皆様には大きなメッセージとなる。行革にはスクラップ&ビルドが伴う。新しい組織は要るけれど、そのための一定の覚悟も

必要というメッセージで強調すべきではないか。

経常的な経費を一元化したのは、現在の制度で課題となっていることを私学助成を切り口としてつくられたものが資料 2 であると認識している。社会福祉法人まで同等の扱いとしたのは、よく踏み込んだと評価したい。市長としては、公の総合施設（仮称）と、NPO 法人立の総合施設（仮称）と、株式会社の総合施設（仮称）それぞれの努力が反映される仕組みが必要と考えている。法律上の整理として難しく、留保はあるが、多様な参入をどう整理するかに向けて踏み込まれたと考えている。

社会保障・税一体改革の筆頭に子ども・子育てが記されたことに意義があるし、恒久財源を得て早期に本格実施とあることをぜひともやってもらわねばいけないと考えている。制度があっても財源がなければ、子どもが困ることになる。現場が不安定で制度が始まって、子どもが現場で取り残されないようにしていただきたい。

子ども・子育て包括交付金（仮称）は、確実に子ども・子育てに使われるようにすべき。新システムの実施主体は市町村であり、量的だけでなく質的確保の面からも市町村の権限は大きい。市町村と十分な協議を重ねていただきたい。

一定のナショナルミニマムの中で、質確保の権限が市町村に与えられるよう、システムの中に位置づけられることが望ましい。

### 木幡委員(フジテレビジョン)

私学助成が一部残るのは、給付の一体化とならず残念である。新システムに入らなくてもいいという雰囲気は制度上に残すのは残念である。内閣府へ一貫して統合するなら、私学助成という名称自体の変更も検討いただきたい。新システムに対応する幼稚園が増えないと、待機児童も解消しないと考えている。

子ども家庭省（仮称）創設に向けたファーストステップとして内閣府の幼保一体化推進統括室（仮称）が明示されたのは評価したい。今後、幼稚園や保育園の認可といった単独の事務も内閣府が関与してリーダーシップを発揮していただきたい。国民に分かりやすく一本化を示すことが重要であると思う。

保育時間の考え方については、働き方が多様化するなかで、例えば医療関係者、サービス業、出版業など 9 時-17 時でないところが増えている。子育てと就労の両立支援の妨げとならないような多様なメニューが必要である。

### 菊池委員(全国保育協議会)

前回欠席をした理由は、私学助成が遺憾であったことの意味表明であったことをあらためてお伝えしたい。

新システムが、過去の制度から一步抜け出せていないという印象がぬぐえない。課題を新しい仕組みで解決していくことは、それぞれ背負っているものがあるのを乗り越えていくものである。最終的なとりまとめに向けても、そのことを心掛けてほしい。

提出した意見書の副題に、給付システムと施設の一体化と書かせていただいたが、この一体化で公平性を担保すべきと考える。

11 月 24 日にも申しあげたとおり、私学助成の継続で施設類型が固定化される制度案には反対である。最大限の努力で、新システムの枠外で解決すべき問題である。将来に向けて新しい仕組みを作るなら、壁を乗り越えていくことが重要。私学助成は、財源の一体化をもって包括的に給付とサービスを提供するという方針に反している。待機児童解消の意味でも、うまく一体化の仕組みを作って早期に解消すべきである。

子どもの数のピークは、2019 年との資料がこの場に出されたことがある。その意味でも、早くに対応すべきである。新システムを、社会の役割に効果的に対応するものとして作り上げていくべきである。

市町村の自由度を引き上げることは否定しないが、最低基準は国でしっかりと決めていくべきである。例えば、環境の面でも、都市部では家も狭い、園も狭いというのではなく、せめて都市部ほど園は広くすべきという考えもある。なお、市町村の自由度を高めることが一般財源化に近い状況

となることを危惧している。中間とりまとめにも記載があったが、財源が子どものために使われたことを確認できる仕組みはぜひとも作っていただきたい。

国の所管は、子ども家庭省（仮称）創設の時期を明確にし、工程表を明らかにした上で検討を進めていただきたい。

制度施行には、恒久財源の確保がわれわれ全国保育協議会としても悲願である。

新しい仕組みを作ることは、メリットを作る作業でもある。それぞれにとってメリットがある点をしっかり説明していただく必要があるので、事務局にはその点をお願いしたい。

### **奥山委員(子育てひろば全国連絡協議会)**

子ども家庭省（仮称）の創設は、政府が子どものことを考えてくれているという国民の理解に直結する。子ども・家族・労働の面も含めて世論が湧き上がることを期待したい。

こども園給付（仮称）に関し、総合施設（仮称）や私学助成の点を市町村事業に位置づけるという方向は評価したい。横浜市では、250園のうち100園が就労支援目的の預かり保育を実施している。この5～6年で大きく変わった点である。

なお、市町村事業での一時預かりとする場合はすべての子どもを対象とすることの整理が必要になる。ただし、今回提示された方向と今後の可能性については評価をしたい。

新システムは、就労支援だけでなく、もっと大きく包括的にとらえるべき性質のものである。全体のパイを大きくして、就労の有無にかかわらず、バランスよい給付の実現のためにも、地方版の子ども・子育て会議（仮称）（仮称）は重要となる。すべての市町村に義務付けしてほしいが、無理であれば中核市以上には義務付けをいただきたい。また、検証や広域的なサポートとして都道府県への設置義務化も要望したい。

子ども・子育て交付金の透明を確保する手だてについても検討をいただきたい。

子育て支援コーディネーターについては、乳幼児期に包括的に寄り添うための当事者性のある専門性の確立や人材育成といった点が、今後、大事になるのではないかと。

### **岡本委員(日本労働組合総連合会)**

資料3の52ページ以降にこども園給付（仮称）の記載があるが、質の確保された保育・学校教育を公定価格で設定するにあたって、職員配置の点が抜けているのではないかと。

また、実費以外の上乗せ徴収に限度を設定することと、範囲の明確化をすることが重要ではないかと。高額な入学金を設定する園が当然に出てくることが想定される。低所得対策は一方で制度上にあっても、上限の設定について慎重な対応が望まれる。

公立こども園の給付は、この新システムでどうなるのか、お聞かせ願いたい。公立保育所は一般財源化の影響で、非正規職員・無資格職員・低賃金といった問題が発生している。待機の多い都市部ほど、一般財源のもとで対応が鈍い。「子ども色の財源」を確保することが必要。

事業主負担に関しては、労働者も負担している。目的外使用や負担率の引き上げという問題はあがるが、社会保障と税の一体改革でも必要性が謳われており、新システムは労働施策という面も持ち合わせているのと、事業主が直接ならびに間接の受益者であることをふまえ、負担率の設定はさりとて、適切な負担をすべきであると考えます。そして、自らが負担した財源がどう使われたか検証する立場に立てばよいのではないかと。

ワークライフバランスには、ダイバーシティの視点は最近ではあれども、両立支援という性格そのものは変わらないはず。長時間労働も含めてさまざまな課題が解消されていない現実があり、きちんと議論をすべきである。

### **岡上委員(全国国公立幼稚園長会)**

今後、幼稚園や保育所、総合施設（仮称）等についての具体的な検討が進められる中では、すべての子どもの最善の利益である学校教育・保育の質の維持・向上が図られるような制度が確実に構築されるようにすべきである。

国の所管について、幼稚園は学校教育体系に位置付いた学校である。幼稚園から小学校・中学校へと一貫した教育を保障していくためには、幼稚園についての所管が他の学校種の所管と切り離さ

れることがあってはならない。また、新しく設けられる総合施設（仮称）（仮称）についても小学校就学前と就学後とで一貫した対応が行われる必要があり、文部科学省がしっかり関与していくことが重要と考える。

子ども・子育て会議（仮称）について、新システムを有効に機能させていくための会議として必要と思うが、どのような事柄をどのような方法で検討していくのか、また検討結果や意見等がどのような形で反映されていくのかなど、会議の位置付けの明確化が必要である。

常によりよい制度づくりを目指すためには、費用の使い方、事業内容、組織運営のあり方等の点検・評価が必要である。構成員には、教育・保育の場で働く者を入れることが必須であると考え。また、構成員には教育・保育についての理解を深めるための機会を確保することが必要である。

総合施設（仮称）の具体的制度設計について、設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人を原則とすべきである。教育は持続性、確実性、公共性等が担保されなければならない。設置認可・指導監督等の主体は、都道府県教育委員会とすべきである。市町村への権限委譲は幼児教育の地域格差につながる懸念がある。「学校教育」部分については、義務教育と同様に、都道府県教育委員会の適切な指導監督により、教育の公共性等が確保される必要がある。

評価、情報公開は、学校教育・保育の質の確保の点から、自己評価・学校関係者評価等は、明確な位置付けの下、実施すべきである。質の確保とともに保護者や地域住民に信頼される開かれた経営を進めるうえで、評価の積極的な実施は不可欠である。

設置基準の考え方として、施設類型によって国の基準を定めるべきである。国の基準は、ナショナルミニマムとしての性格を有するものとする。「学校教育」部分については、施設類型を問わず、幼稚園設置基準を適用する。ただし職員の配置基準は現行より引き上げる方向が望ましい。運動場は、教育・保育の質の確保のために不可欠である。なお、学級担任制とし、一人ひとりの幼児への意図的・計画的・継続的な指導には、学級の責任者を明確にする担任制が有効である。学級集団を基盤にした育ち合いが、一人ひとりの育ちへの教育効果を高める。職員の資格は、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を原則とする。

研修は、教員・保育士共に高い専門性を要する職であり、「質」を最も左右する。養成段階の研修、現職に至っての継続的な研修を保障すべきである。

新たな制度を国民へわかりやすく整理したものを示してほしい。

### **山口委員（日本こども育成協議会）**

いまだに、株式会社の総合施設（仮称）への参入反対を述べる委員の意見書を見て、戸惑っている。株式会社の参入反対は、なにか間違えたイメージをもっているのではないか。株式会社が悪いことをするような性悪説に立っているが、学校法人も社会福祉法人もそれは同じである。質を担保する基準のもとで運用されるのに、何のために基準があるのかもわからなくなっている。

施設の供給能力の低い地域は、質を問わずに新規の設置を認可している。多くの参入があれば質の向上に向けた施策となる。今までと同じ仕組みでは、質は現状と変わらないものとなる。保育の質を向上させるためにも、株式会社の総合施設（仮称）参入を認めるべきである。

### **古渡委員（全国認定こども園協会）**

保育園の一時預かりと幼稚園の預かり保育を、子どもにとってのイコールフットイングとして考えると、どちらも差は無い。

県が認可しながら、市町村事業としての位置づけを整合性がとれたものとしないと、事業実施が進まないことがある。認定こども園には、市町村事業として子育て支援の事業が必須となっている。行政が事業をやらないと決めると、県から許可をもらっていてもその事業は実施できない。

職員の処遇改善について、年度途中から子どもが増えても職員の増員確保は難しい。現状で人は足りていない。1兆円超との財源確保の話があるが、処遇改善の位置づけが重要となる。

### **普光院委員（保育園を考える親の会）**

保育園を考える親の会では、保護者 250 名加入のメーリングリストがあり、今回はその生の声を資料として提出している。

そこでは、子どものための給付から「株主配当」が行われることは納得しがたいとの意見が多数にわたり、経済効率優先の考えへの懸念から、総合施設（仮称）については株主配当と他事業流用の禁止をすべきである。

保護者が直接、施設に入園申請をすることは、大混乱と弱者の排除につながる。待機児童がいる限り、入園申請受付・選考は市町村ワンストップで行うべきである。

市町村は保育の必要性の認定を受けた子どもに、確実に保育を給付しなければならないわけで、不当な入園不承諾や退園をさせられたようなケースが法律的に救済されるためには、(1)行政に保育の実施責任があることを明記する (2)保育契約に行政を当事者として関与させ（三面契約など）、これを行政処分性のある公的契約と位置づける、の2点が必須だという指摘を、法律家の会員から受けている。この点についてのお考えをお聞かせいただきたい。

また、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を保障する観点から、総合施設（仮称）については、上乗せ徴収を禁止することを求める。

### **菅原委員(全国私立保育園連盟)**

中間とりまとめに、低所得者への補足給付について記載があるが、現時点でどのような具体的検討がなされているのかお尋ねしたい。

新システム成功のポイントは「子ども・子育て会議（仮称）」の設置である。システムの実施主体は市町村であり、新システム事業計画の策定に関しても主たる責任がある。地域のニーズに即した子育て・子育て支援のための政策と計画を策定し、質の高い子育て支援や幼児教育・保育を保障する組織体が子ども・子育て会議（仮称）となる。この設置は、国はもとより、都道府県への設置は当然であり、市町村についても基本的に義務化すべきである。ただし、人口の小規模な市町村は、代替として審議会または利用者や住民の意見が聴取できる場を設けることも考えられる。

子ども・子育て包括交付金（仮称）は、画期的な制度改革と言える。子ども・子育て会議（仮称）と新システム事業計画の機能と一体化した交付金の制度化をあらためて強く要望する。その確立が一般財源化された障害児の問題や公立保育所における職員の非正規化の拡大、処遇の悪化に伴う保育の質の問題に対して改善を促し、すべての子育て家庭を安心させる制度の構築につながるものとする。

ナショナルミニマムである従うべき基準の地方裁量化は、補助金の削減と一般財源化への道につながるものであり、反対である。子どもたちの育つ深刻な環境に目をつぶり、子育て・子育て支援の環境をさらに悪化させることになるものと大変憂慮する。最低基準の裁量権限を都道府県に移すことは新システム自体を崩壊させ、制度そのものの実現を不可能にすることにつながる。さらに行く先は一般財源化につながるものであり、最低基準の地方自治体への移譲は、絶対に反対であることを再度主張する。

小学校1年生の教員配置基準の改正で40対1から35対1になったことと比較すると、現行の保育所・幼稚園の基準がそれを下回っていることは早期に改善をすべきと考える。

幼稚園も保育所も今後うまくいくという制度設計を作り上げることがこの場であり、その点を乗り越えるよう事務方には頑張ってもらいたい。

### **金山委員(マミーズ・ネット)**

国の所管と組織体制について、前回よりイメージしやすいものが提示されたことや、預かり保育の部分を私学助成で整理したことは評価する。

家で子育てをしている者として、保育園の地域子育て支援事業と幼稚園の子育て支援活動は違うものと認識がある。幼稚園では、月1~2回の親子遊びや土曜日の園庭開放などがあるが、新システムでの拠点事業にない取り組みが補助引き下げで切り捨てられてしまう懸念がある。市町村事業である子育て支援拠点事業や乳児家庭全戸訪問事業などは細やかな事業であり、かつ子育ての専門性とは違うものを有している。そのこの部分の人材育成や身分保障をお願いしたい。

### **小田委員(国立特別支援教育総合研究所)**

一体化について、この場で何が一致していたかということ、子どものために立って、質の高い保育

と教育をとという点であろう。ここに来て、この場は基本制度 WT というところもあるが「一元化」となっている。一体化と一元化は違うものだが、教育や心理学を研究してきた者としては、なかなか議論しにくいという印象をもっている。

幼保一体化に係る一元的な体制として、少しずつ分かりやすくはなっている。哲学が存在しているのと、省庁を作るのは別問題である。

子どもは 0～5 歳だけではなく、小・中・高校と続いている。そこへの影響を考えると、株式会社の総合施設（仮称）参入には反対する。公教育に無制限に入るのではなく、網掛けがあってこれまでの公教育の議論の中でどこを引き受けるかということである。ノルウェーは配当を良しとして始めて、途中で切り替えたが、配当があると制度が乱れてしまうということであり、これは全世界で共通的であり、ある種の制限が必要なものである。

公教育は対処療法ではなく、経済的効率でもない。処方箋的効率化が求められるものである。目の前のものを解決するというだけではだめなのである。効率の視点は理解するが、一人ひとりに合わせながら行ったり来たりするのが教育である。処方箋は一人ひとりへの哲学への対応という視点が無ければならない。株式会社の総合施設（仮称）参入は全く反対ではないが、経済的効率だけではない哲学を持たねばならない。

私学助成がすべて消えてしまい、一般財源化すると障害児への対応はどこにも姿が見えなくなる。障害児の教育には処方箋があって、そこには助成が残るべきであり、首長の判断 1 つで子どもへの影響が出ることは避けなければならない。学校教育法に基づく特別支援学校には幼稚園に準ずる幼稚部があり、盲・ろうといった子どもが入っている。その部分は、どのように位置づけられてくるのかが不明である。

システムがすっきりしすぎて、目に見えないものがさらに見えなくなることは子どもにつけを残すことになる。

## 事務局

ご質問等についてまとめてお答えしたい。

宮島委員から、内閣府に置かれる組織の根拠についてのお尋ねがあった。資料 1 の 10 ページに組織のイメージを記している。組織の位置づけは法律または政令レベルで整理する予定。省の内部部局として整理する場合は政令に位置づけ、省内でも独立性の高い部局として整理する場合は法律での位置づけとなる。権限を付与することもあり、政府内で具体的な調整を図っていく。

岡本委員から、公立と私立の園における指定制度や給付が新システムの中にどう入るのか、また、一般財源から特定財源に戻すのがどうして難しいのかという点のお尋ねがあった。資料 3 の 102 ページにあるとおり、全体の流れは一緒だが、こども園給付（仮称）の負担について公立は市町村の費用負担が 10/10 となる。

普光院委員から、入園児の申請受付等についてワンストップでないのかというお尋ねがあった。資料 3 の 46 ページのとおり、中間とりまとめでもはっきりと明示しているので参照いただきたい。

菅原委員からは、低所得者対策についてのお尋ねがあった。補足給付については、現在、現場の調査をおこなっており、どのように具体的に制度とするかの案を検討している。次回の基本制度 WT で報告する。

## 村木内閣府政策統括官

公・私立とも同じ仕組みだが、お金の流れは現状のものと同じで地方自治体の全額負担となる。障害児の教育・保育については、保育所は公立私立ともすでに一般財源化されており、幼稚園では公立は一般財源化であるが、私立には私学助成として見える形で残っている。これをすべて 1 本にしてという議論はこの場でもあったが、大きな流れとしての地域主権で地方にお金を渡してきたこともあって、逆流となることは難しい。地方自治体の意見はどうか、子どもの仕組みとして良いものは何なのかを関係者の意見を聞いて決めたい。

## 山口委員（日本こども育成協議会）

小田委員が、株式会社の総合施設（仮称）参入は必ずしも反対でないといわれたが、この場で私

は経済効率とは一言も言っていない。多様な主体の中で園を選べることで質の向上をはかるというものである。失礼ながら、机上の学問ではない。現場の実態をふまえてここは議論しているものと認識している。

私の社（事務局注：JP ホールディングのこと）では、本年 200 人の中途採用を行った。採用された保育士に、どうして前の園を辞めたのかと聞くと、1 日中鼓笛の練習をしていて、できない子もいるのに、園長は続けようとしたので子どもがかわいそうになって辞めたと話があった。

多様な質の高い運営事業者から選べるようにする、その 1 点のみを申しあげたい。各地で園を新設する際、選定委員会のなかでかなりの確率で株式会社が選定されている。多くの参入があって質が向上するのは明確である。

### **宮島委員(日本テレビ放送網)**

法に基づいた一体化した組織について質問した中で、総合施設（仮称）の枠外である乳児保育所や指定を受けない幼稚園について、内閣府で共管できるのではないかという点を申しあげた。

幼稚園の預かり保育は私学助成で整理するのではなく、給付へ入れ込む形をとってはどうか。

### **事務局**

学校教育法のみ根拠のある幼稚園については、資料 1 の 10 ページにイメージがあるが、金目をすべて内閣府がコントロールすることもあり、指定の観点から言えば内閣府が担当となる。認可に係る事務は内閣府であるが、所管まではいかない。総合調整権限の中で、厚労省や文科省と併任をかけながら、実質的には内閣府に設置する室で、法体系の整合性確保、窓口の一元化、総合施設（仮称）への移行促進といった事務を進めていく。

幼稚園での預かり保育は、対象も頻度も幅がある。週 4 回利用しているのは全体の 10%で、そのうちの 80%が就労対応である。つまり就労対応は全体の 8%ほどである。保育認定を受けた子どもはこども園給付（仮称）で、保育認定を受けない子どもへは、個人給付は毎日の利用が基本であるという点に立って市町村事業に整理した。

### **清原委員(全国市長会)**

過渡期であれ、内閣府に室ができることは大変意義がある。内閣府は内閣総理大臣が所管するもので、そこに置かれる大臣が重要となる。

障害児者について、社会保障と税の一体改革には項目が入っていない。特別支援教育の件は障害児の問題として、政府として一体改革に含んでもらえるようにしていただきたい。一体改革に魂を入れてもらえるようお願いしたい。

### **福田総務省政務官**

この場での皆さんの意見を論点整理して、1 枚か 2 枚にして来年の WT で示してほしい。

### **園田内閣府政務官**

年明けは、予算や法案提出の時期となるが、この場合は 1 月にも詰めた議論をしたい。1 月中に 2 回の開催を予定している。

子ども家庭省（仮称）については、省庁再編に向けての議論があった。私から申しあげるとしても再編は大きな話である。とりわけ、子育て部門を念頭に省庁再編となっているが、例えば、原子力科学に関する部門も文科省にある。子どもだけ先行するというより、内閣府も含めて少し先の議論をと内内考えている。このシステムをきっかけに縦割りの相当部分が議論されるのではと思う。内閣府の立場としての発言だが、これは先送りではなく、政府のあり方を国民のみなさまに与党としてお示しできればと思っている。

今すぐできること、一歩でも進めることも含めてスタートラインに立てるかということである。これは、私どもと皆さんに係っている。一歩でも先に進めたい。社会保障と税の一体改革を横目で見ながら歩調を合わせていく。できるかぎり皆さんの納得できる状況を作りたい。でも、後退感が否めないということもあるかもしれない。

障害児者に関する改革を私の立場で言えば、基本法が 5 年ぶりに国会でも認められ、国連の障害

者権利条約を日本の障害者施策でもしっかりと見ていかないといけない。子どもの視点を含めて障害者制度をきっちりとしていきたい。差別禁止条約も含めて総合的に詰めていきたいし、政府の議論に組み込んで検討していきたい。

来年の通常国会での法案提出に向けて、一体改革の成案とともに、この場の取りまとめをしていきたい。このスケジュール感に変わりはない。現在、法案の名称を含めて議論し、事務的に進めさせていただいている。年明けにも情報提供させていただきたい。

## 私学助成を継続したままでの制度案に反対 ～国会議員等への陳情活動を実施～

全国保育士会では、11月24日開催の子ども・子育て新システムの基本制度ワーキングチームにおいて、こども園（仮称）の指定を受ける幼稚園等に対し私学助成を継続するとの案が示されたことに対し、12月15日に臨時で委員連絡会議を開催し、翌16日に全国保育協議会との協働により国会議員等への陳情行動を行いました。

委員連絡会議では、新システムにおいて私学助成が継続されると、こども園の指定を受ける幼稚園について総合施設（仮称）への移行のインセンティブが働かなくなるなど、新システムが目指していた「幼稚園・保育所の一体化」、「財源の一元化」、「政府の推進体制の一元化」は実現せず、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に示された「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に作る社会」を実現することはできないという、私学助成継続により生ずる課題を確認しました。

あわせて、陳情にあたって、子どもと保護者のもっとも近くで支援する保育士として、子育て力の低下・子育て不安、保護者による虐待・育児放棄、障害のある子どもの増加等、子どもの育ち・子育ての課題が多様化・複雑化している現状と、新システムの理念は、すべての子どもに一人ひとりの発達を見通した養護と教育を一体的に提供する、児童福祉施設としての役割が果たされることにより実現でき、これは、保育所（総合施設）のみが担えるものであることなどについて、伝えていくことを確認しました。

なお、緊急要望書の内容は、12月15日に開催された全保協第3回協議員総会において承認されたものです。

また、本陳情活動および要望内容については、主要新聞社とテレビ局により構成されている「厚生労働記者会」や各業界専門紙等が中心となっている「厚生日比谷クラブ」を通じてマスコミ各方面への広報・周知を図りました。

### 緊急要望書

平成23年12月16日

#### 私学助成を継続したままでの制度案に反対

全国保育協議会  
会長 小川 益丸

全国保育士会  
会長 上村 初美

- 1 全国保育協議会、全国保育士会は、「子ども・子育て新システム」について、すべての子どもたちが質の高い保育・幼児期の教育を受けることができる一体改革を実現し、次代の日本を担う子ども・子育て新システムが実現できればとの思いから、基本制度ワーキングチーム等の議論に参画してきた。

- 2 しかしながら、「子ども・子育てに関する中間とりまとめについて（平成23年7月29日、少子化社会対策会議決定）」以降に明らかになった、私学助成を継続したままでの制度案には、反対である。
- 具体的には、次のような課題がある。
- (1) 私学助成を別枠として整理することは、「子ども・子育て支援に関する財源一元化をもって、包括的に給付とサービスを提供する。」という給付設計の方針に反している。
  - (2) 総合施設（仮称）において、3歳未満児の受け入れが義務づけられないままでは、政策課題である待機児童の解消は見込めない。
  - (3) 安定財源の確保が不透明ななか、財源一元化も実現しなければ、質の引き上げも不透明となる。
- 3 全国保育協議会、全国保育士会は、あらためて基本制度案要綱（平成22年6月29日、少子化社会対策会議決定）のめざした方向に沿った制度設計を強く要望します。

## 小宮山厚生労働大臣に要望書を手交

### ～私学助成の継続は現行制度への先祖帰りと言明～

12月16日の陳情活動では、上村初美会長が、全保協の小川会長、飯島副会長、菊池副会長、万田副会長とともに、小宮山洋子厚生労働大臣に直接要望書を手渡しました。上村会長からは「すべての子どもの育ちを保障するため、子どもの発達の連続性を保障し、保育の質の向上につながる制度設計となるようにしてほしい」との意見を伝えました。

それに対し、小宮山大臣からは、「『子ども・子育て新システム』の今の制度案は、私学助成の継続により現行制度への先祖返りをしており、こういった課題が出てきたことは許せない内容であり、基本制度案要綱の理念を守れるようにしたいと思っている。消費税の財源で「子ども・子育て」の柱を実現するために、0.7兆円を確保したいと思っており、これにより、保育士の処遇向上や配置基準の引き上げ等、移行のインセンティブが働くようにして、総合施設（仮称）は養護と教育の両方をしっかり行うところをしたいと思っている。私としては、子どもを守っていかうというその一念でやっている。そのためにも、社会保障と税と一体改革への応援をお願いしたい」というお話をいただきました。



小宮山厚生労働大臣に要望書を手渡す  
上村初美会長と全保協正副会長

# 平成 24 年度 政府予算案を閣議決定

## ～保育関係は、待機児童解消策の推進や多様な保育サービスの充実～

12月24日に平成24年度予算案が閣議決定されました。厚生労働省予算案（一般会計）の総額は対前年度伸率7.9%の減、金額では2兆2,765億円減の26兆6,873億円となっています。

雇用均等・児童家庭局の予算額は、2兆985億円（一般会計2兆229億円、特別会計756億円）で、対前年度伸率24.3%減と大幅な減額となっていますが、このうち子どものための手当制度の再編、縮小等がその大半を占めています。

保育対策関係予算は4,304億1,000万円（前年度比約221億8,800万円増）で、民間保育所運営費は3,962億2,500万円（前年度比で218億4300万円増）が予算化されました。この費用においては、待機児童解消のために50,000人の受入れ児童の増と民間施設給与等改善費の勤続年数の通算にあたって児童厚生施設、児童家庭センターの勤務年数及び看護師の医療機関での勤務年数を算定することができるように改善されています。

待機児童解消促進事業は27億万円（前年度比約9億6,200万円減）で、家庭的保育事業の利用児童人数の積算は昨年度ベースの10,000人となっていますが、家庭的保育補助者経費の単価改善を行うとしています。

また、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供等では、延長保育促進事業（213億6,900万円、利用対象数が54.9万人→58万人分）、病児・病後児保育事業（40億6,500万円、病児・病後児対応型 述べ115.5万人→143.7万人等）、休日・夜間保育事業（7億8000万円、休日保育 9万人→10万人、夜間保育196か所→224か所）等の充実を図り「子ども・子育てビジョン」の実現を推進する内容となっています。

なお、安心こども基金で実施している保育所の整備費、認定こども園の経費及び「待機児童解消「先取り」プロジェクト」については、保育所整備の補助率高上げ地域の対象拡大や土地借料支援等、平成23年度第4次補正予算案で基金の積み増し・延長を行い引き続き実施するとされています。

さらに、「日本再生重点化措置」として要求されていた「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化（124億円）は、「安心こども基金」で実施することとし、次の拡充が図られています。

- ①対象を待機児童のいるすべての自治体に拡大
- ②グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等管理人配置に要する経費の補助
- ③職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備に要する経費等を補助
- ④「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設

詳細は、添付の資料をご覧ください。

# 平成 23 年度第 4 次補正予算案

## ～安心こども基金の積み増し・延長へ

12月20日、平成23年度第4次補正予算概算が閣議決定されました。その結果、安心こども基金については、1年延長され平成24年度末までとなり、1,270億円（厚生労働省分1,234億円、文部科学省分36億円）の積み増しが行われることになりました。事業内容は、保育サービスの充実（待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施〔年間約5万人の受け入れ定員増〕）、すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実（子育て支援策に係る電子システム化の取組、東日本大震災により被災した子どもの支援など）、ひとり親家庭への支援や社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化となっています。

なお、保育所の整備事業等については、平成24年度中に工事に着手し、25年度に完了等が見込まれる場合は助成対象となります。

また、同日に平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて、内閣官房長官、総務大臣、

財務大臣、厚生労働の4大臣の合意が行われ、その中で安心こども基金の地域子育て創生事業（地方独自の事業へに補助）は平成23年度で終了することになりました（詳細は、添付資料をご参照ください）。

## 社会保障と税の一体改革、社会保障分野の改革素案を 関係5閣僚会合で正式決定

～年内に、政府・与党としての一体改革全般の素案を取りまとめへ～

政府は12月20日、社会保障・税一体改革関係5大臣会合を開き、政府・民主党の一体改革素案に盛り込む社会保障分野の改革案を正式決定しました。今後、政府の税制調査会などで議論を進めている消費税増税を中心とした税制改革案とあわせて、年内の一体改革素案の決定がめざされることとなります。

上記素案は、次の6つの柱を個別改革項目として示しています。

### ① 未来への投資（子ども・子育て支援）の強化

- ・ 子ども・子育て新システムの創設
- … 子どもを産み、育てやすい社会に

### ② 医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化

- ・ 度急性期への医療資源集中投・など・院医療強化、地域包括ケアシステムの構築等
- … どこに住んでいても、その・にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会へ

### ③ 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）

- ・ すべての・の・した・活の実現に向け、就労や・活の・援を・うとともに、低所得の年・受給者への加算など、低所得者へきめ細やかに配慮
- … 全ての国・が参加できる社会へ

### ④ 多様な働き方を支える社会保障制度（年金・医療）へ

- ・ 短時間労働者への社会保険適・拡・、被・者年・の・元化
- … 出産・子育てを含めた多様な・き・や働き・に公平な社会保障制度へ

### ⑤ 全員参加型社会、ディーセント・ワークの実現

- ・ 若者をはじめとした雇・対策の強化、正規労働者の雇・の安定・処遇の改善等
- … 誰もが働き、安定した・活を営むことができる環境へ

### ⑥ 社会保障制度の安定財源確保

- ・ 消費税の使い道を、現役世代の医療や・育てにも拡・、基礎年・国庫負担2分の1の安定財源確保
- … 現役世代への・援を強化し、あらゆる世代が広く公平に社会保障の負担を分かち合い

また、「子ども・子育て新システム」については、次のような記載がなされています。

## 1. 子ども・子育て新システム

- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向け、地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化をう・子ども・子育て新システムを創設。
- ☆ 恒久財源を得て、早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）設置や国の基本指針策定など可能なものから段階的に実施）
- ☆ 実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得た上で、成案をとりまとめ、税制抜本改革とともに、平成24年通常国会に法案提出

## I 給付設計

### (1) 幼保一体化

#### ① 給付システムの一体化

- ・ こども園給付（仮称）の創設（給付の・体化・強化）

- ・ 多様な保育事業の量的拡充（指定制度の導入）
- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定等）

## ② 施設の一体化

- ・ 「総合施設（仮称）」の創設（学校教育・保育及び家庭における養育・援を一体的に提供）

### （2）地域型保育給付（新設）

- 規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### （3）延長保育事業、病児・病後児保育事業

### （4）放課後児童クラブ

### （5）すべての子ども。子育て家庭への支援

- ① 子どものための現給付
- ② 地域子育て支援事業（仮称）→ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
- ③ 妊婦健診

## II 新たな元的システムの構築

### （1）実施主体は基礎自治体（市町村）

### （2）社会全体による費用負担

### （3）政府の推進体制・財源を一元化

### （4）子育て当事者等が参画する子ども・子育て会議（仮称）の設置

## III 新システム実施のための財源確保による量的拡充・質の改善

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充

- 職員配置の充実等の質の改善

- 新システム実施までの間も、子ども・子育てビジョンに基づき保育等の計画的基盤整備に取り組むとともに、新システム移行に向けた多様な保育の推進。

### <平成 24 年度の主な関連施策等>

※ 一部を除き厚労省において平成 24 年度概算要求中

- 待機児童解消のため、保育所等の受け入れ児童数を拡充（運営費の確保）。

- 安心こども基盤の延伸等の検討

- 待機児童解消「先取り」プロジェクトによる新システムを据えた対策（グループ型規模保育事業、地域版子ども・子育て会議のモデル事業等）

- 放課後児童対策の充実

詳細については、下記URLまたは、官邸ホームページ「社会保障改革」をご参照ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihoshyou/index.html#5daijin>

# 保育所における食事の提供形態の調査をもとにガイドラインに盛り込む内容を検討

## ～第2回「保育所における食事の提供ガイドライン作成検討会」開催～

12月19日に厚生労働省は、第2回「保育所における食事の提供ガイドライン作成検討会」を開催しました。

検討会では、厚生労働省がすべての都道府県・指定都市・中核市自治体を対象に実施した現在の保育所における食事の提供状況の調査結果をふまえた検討がなされ、本ガイドラインの全体構成案および執筆分担案が示されました。

調査結果からは、現在90.7%の保育所において自園調理による食事が提供されており、その95.8%は保育と連動した食育活動の低下や、食事内容の質の低下等を理由に、今後も外部搬入・外部委託の予定をしていないと回答したことが分かりました。一方で、現在自園調理にて食事を提供している園のうち4.2%はコスト削減や、人材不足を理由に外部搬入・外部委託を予定または検討していると回答したことが分かりました。

調査を受けて、多くの委員から「調査によって、多くの園がコストの削減よりも、子どもの健全育成にかかわる食育を充実させることを大切にすべきと考えていることが分かった。保育所が食育において果たしている役割はとて大きいので、このガイドラインが逆行するものとなってはいけない」との意見が出されました。

各委員からの意見をふまえ、さまざまな食事の提供の形態があるなかで、保護者への支援のあり方や、今の子どもに何を大切に保育所で食事を提供していくべきなのかについてガイドラインにおいて示していく旨が厚生労働省保育課より説明されました。

本ガイドラインは、本検討会にて行った執筆分担をもとに、各委員において執筆を行い、今年度中に通知発出される予定です。

### 【主な意見】

#### 堤座長(日本子ども家庭総合研究所母子保健研究部栄養担当部長)

- ・ 食は、たくさん遊んで寝るといった子どもの生活リズムに大きく関わるものであり、保育全体のなかで食育を考える必要がある。
- ・ 保護者の「食」への関心や意識が薄まっている現代においては、保育所における食育がより大切になってきている。

#### 児玉委員(帝京平成大学健康メディカル部健康栄養学科)

- ・ 外部搬入や外部委託を導入した理由としてはコスト削減が主なものだったが、本当にコスト削減となっているのか。
- ・ 国として、食育の推進をめざしているが、外部搬入を導入しない理由として挙げられているものは「保育と連動した食育活動の低下」や「保育内容の質の低下」など、食育推進とは逆行したものとなっている。外部搬入、外部委託を導入するのであれば、看護師を必置にするなど食育を守る体制にすべきである。

#### 倉掛委員(せいがの森保育園 園長)

- ・ 自園で食事を作ると、1食あたりのコストを強く意識することとなる。確かに自園調理による人件費と外部搬入、外部委託による食費を比較すると、外部搬入・外部委託の方が安い。しかし、食育についての多様な取り組みについては単純にコストだけでは考えられない。

#### 師岡委員(白梅学園短期大学)

- ・ この委員会は、外部搬入をすすめるうえでガイドラインを策定するという意味もあって立ち上がった部分もないわけではないと思う。しかし、今回の調査結果によって、保育所関係者はコスト削減を行うよりも、子どもへの保育や食育の質は守られるべきであり、食事は、単に栄養バランスを取

り、空腹を満たすためだけのものではなく、子どもの健全育成に結び付いて意味のあるものになるという認識を、多くの保育者が感じていることが分かった。「食事の提供ガイドライン」ではあるが、保育所において、保育の一環で食育をすすめ、そのことをベースにしながら大切にしていけるべきことを示していく必要がある。

- ・ 保護者の養育力が低下しているなかで、食育における保護者との連携、家庭支援・アプローチは必要な視点である。保育所には最長でも6年間しか利用しないので、その後の子どもの成長を見据えた保護者との連携についてもガイドラインで示すべき。

#### **渡辺委員(全国認定こども園連絡協議会 副会長)**

- ・ 食事を作るところが見える、においを感じるなど、食事が用意されるプロセスを子どもが感じることができないと、保育所は家庭的ではなくなる。
- ・ 保育所において、さまざまな経験のなかで食事が生活の中心になりながら生活リズムができてくるが、(外部搬入等によって時間が決められるなどして)あまりに柔軟性がなくなって食事だけが中心となってしまうと、子どもの生活に豊かさがでてこない。
- ・ 外部搬入では、子どもたちが、さまざまな味を味わうということが保障できるのか危惧している。
- ・ 保護者の養育力が低下しているなかで、子どもの食に関する感覚はどこが担うべきか、しっかり検討すべきである。
- ・ 子どもの豊かな育ちの保障についてはもう少し丁寧に議論すべきで、(外部搬入等を)認めれば広まるかもしれないが、長期的に子どもの成長等を考えるとリスクが大きいと思う。

#### **田中委員(川崎市市民・こども局こども本部子育て施策部保育課 担当課長)**

- ・ (日本保育園保健協議会の調査結果において愛知県、岐阜県が外部搬入の割合が多かったとしているが)愛知県などは、以前から学校給食センターからの配給を受けており、特区の認定を受けて外部搬入・外部委託を行ったところとは区別をする必要があるのではないかと。
- ・ 自園調理を行っているところと外部搬入・外部委託を行っている所では、食育に差があり、子どもの食育はこれで良いのかと危惧をしている。
- ・ 保育所は、地域の子育て支援という点で、食について悩んでいる保護者の駆け込み寺的なでもある。ガイドラインでは、保育所が地域の子育て支援に果たす役割は大きい。その点も示していきたい。

#### **田角委員(昭和大学)**

- ・ 保育園での食育をどのように家庭につなげるかが大切である。保育所において、どんなに良い食育が行われていても、保護者の意識が向かなければ、家庭へとはつながらない。

#### **酒井委員(東京家政学院大学)**

- ・ 保育マネジメントのなかで食事が提供されている意義を示すべき。外部搬入であっても、外部委託であっても、保育所に通ってきている子どもについて保育所の保育方針、保育課程のなかで食事を提供している。食事の意義は保育目標を達成するためのものであることをガイドラインのなかで示すべきである。そのためには、栄養士、調理員、保育士等の職員の資質向上が必要であり、そのための施設長の役割などについても明記する必要があるのではないかと。
- ・ 保育所における食事は年齢ごと、一人ひとりに対応したものとなっており、誇るべきもの。単に小学校の給食を食べる準備ではなく、(特に未満児における)子どもの一步一步の発達における食事の意義についても示すべき。
- ・ 食べ物には、生産者がいて、流過程により保育所に持ち込まれ、体内に取り込まれ、排出されるという循環を今の子どもたちは身近に感じにくくなっている。食の教育的な意義も示してほしい。
- ・ 現場では、いま放射能の数値なども必要とされているので、どこにいけば正確な数値が見られるのかなども示せると良いのではないかと。
- ・ 自園調理の良さを理想論で示すのは簡単だが、どこまで外部搬入、外部委託について踏み込んでガイドラインを示すのか。

## 児玉委員

- ・ 外部搬入をしたときのデメリットというのは、今回の調査をする前から想像できたことで、食育の推進から逆行している。そもそもどうして外部搬入を国が認めたのか。
- ・ 外部搬入を認める際は、保育所に栄養士を必置とすべきではないか。
- ・ 外部搬入をしても、うまくいっている事例を掲載し、現在保育所の食育で大切にしていることが守られるように示していくべき。

## 師岡委員

- ・ 外部搬入、外部委託を導入した理由として、メニューの多様化や施設の老朽化を挙げている所もあることを考えると、自園調理が良いことはもちろんだが、現状では自園調理では十分に一人ひとりの子どもに応じた食事の提供ができない所もあることが分かる。ガイドラインのなかでは、単に自園調理をすすめるべきというだけでなく、食事の提供をするうえでの人的・物的両面からの環境についても示すべきである。
- ・ ガイドラインは、公立の場合、施設長向けではなく自治体向けに示すべきである。

## 事務局(厚生労働省保育課:丸山専門官)

- ・ さまざまな食事の提供の形態があるなかで、保護者の支援のあり方や、今の子どもに何を大切に保育所で食事を提供していくべきなのかについてガイドラインにおいて示していきたいと思っている。

## 師岡委員

- ・ (全体構成として「保育所における食事提供の評価」の項目においてガイドラインで示した事柄のチェックシートを添付することについて) チェックシートでは、やったかやっていないかの確認になってしまう。各々の園で確認をしていただくためには、シンプルなチェック項目にすべきだが、一方で「これだけやれば完璧」と思われてしまう可能性もある。食育には終わりはなく、PDCAのサイクルを繰り返す必要がある。「やった、やらない」ではなく、「改善すべきと考える点、自分の園で取り組んだ点(充実できたと考えられる点)」について確認できるようなものにするべきである。

### ⇒事務局(厚生労働省保育課:丸山専門官)

園における取組を振り返っていただくために使っていたきたいので、そのようなかたちにした。

## 酒井委員

- ・ チェックシートはあくまで一つの例であって、基本的には、保育所の保育課程のなかで食育の計画をたててほしい。
- ・ 食育には環境のあたたかさなどによる情緒の安定が大切である。ガイドラインの具体的な内容(案)では「教育的役割」については書かれているが、食育の養護的視点もふれていくべきではないか。

本検討会については、開催当初(第1回7月5日開催)平成23年を中心に4回開催予定とされており、今後の動向につきましても、委員ニュース等において随時情報をお伝えしてまいります。

### [添付資料]

- (1) 平成24年度保育対策関係予算案の概要
- (2) 平成23年度第4次補正予算案について